

平成27年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 開催日 平成27年1月28日 水曜日 午後1時30分から3時25分まで
- 2 開催場所 たちばなケアプラザ会議室
- 3 審議事項

(1) 諮問議案

- ① 周防大島町国民健康保険税率の改正について
- ② 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について

(2) 協議事項

- ① その他

4 出席状況

出席委員 (10名出席)

被保険者代表委員	松岡 宏和	被保険者代表委員	福田 みちゑ
被保険者代表委員	中西 清美	被保険者代表委員	山田 修
保険医薬剤師代表委員	正木 純生	保険医薬剤師代表委員	嶋元 徹
保険医薬剤師代表委員	岩重 秀二	公益代表委員	中元 みどり
公益代表委員	砂岡 廉	公益代表委員	椎木 千明

説明のため出席した者の職氏名 (町側7名)

健康福祉部長	川口 満彦	税務課長	木村 秀俊
税務課班長	木村 敏子	健康増進課長	永田 広幸
健康増進課班長	川口 雅枝	健康増進課班長	中谷 範夫
健康増進課主査	田村美沙子		

欠席委員 (2名欠席)

保険医薬剤師代表委員	岡田 秀樹	公益代表委員	今元 直寛
------------	-------	--------	-------

5 議事内容

永田課長 それでは、失礼いたします。時間の方が参りましたので、ただいまから、平成27年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、本協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、川口健康福祉部長がご挨拶を申し上げます。

川口健康福祉部長 失礼します。本日はお忙しい中、国保運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。あいにく町長、副町長が出張のため、出席できませんので、私、健康福祉部長の川口と申しますが一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様方には平素より国保の運営につきまして多大なるご協力を賜り、また、合併以降5回目の任期満了を迎え、今回で第6回目となりますが、委員さんのご就任にご承諾をいただきまして、改めて感謝申し上げます。後ほど町長に代わりまして委嘱状をお渡しさせていただきますが、これから2年間、本町の国保運営の協議につきまして、どうぞよろしく

お願い申し上げます。

さて、国保会計でございますが、国は国保の構造的な問題への対応や財政基盤強化を進める上で、公費負担を拡充し、平成 30 年度には保険財政の運営主体を都道府県に移し、市町村と共同で保険運営を進める方針を示すと共に、国保の保険料につきましても、都道府県が医療給付費のうち、保険料必要額から市町村ごとに分賦金を決定するとした分賦金方式を提案しているところでございます。制度改正の詳細内容や決定については、これからでございますが、赤字補填のための一般会計の繰り入れが必要な本町の国保会計の状況からいたしますと、その結果がどのように影響するか、心配されるところでございます。本日諮問させていただきます来年度の当初予算案につきましては、前回の会議で委員さんからご意見をいただいておりますが、国保会計の健全化に向けた対応として、国保税率の改正について、検討を行った予算案となっております。なお、国保会計の一般会計繰入金については、なお赤字解消に至っておりませんが、これについては、本年度予算編成以降も療養給付費、高額療養費一般分といったところが増加傾向にあることや、更に平成 27 年度以降、退職者医療制度の経過措置切れに伴い、療養給付費等交付金が大幅に減少することが予想されており、それらが大きな要因となっております。諮問議案の詳細につきましては後ほど担当からご説明させていただきますが、率直なご意見をいただきながら、協議を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

永田課長 それでは、会議次第に従いまして、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。委嘱状は委員さんを代表いたしまして、椎木千明様にお受け取りをいただきたいと存じます。なお、他の委員さんには、大変失礼ではございますけれども、机の上に委嘱状をお配りさせていただいております。ご確認をお願いいたします。恐れ入ります、椎木委員さん、前の方よりよろしくお願いいたします。

なお、広報に載せたいと思っております、写真撮影をさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

川口健康福祉部長 委嘱状、椎木千明様。周防大島町国民健康保険運営協議会委員を委嘱します。任期は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までとします。平成 27 年 1 月 1 日、周防大島町長椎木巧。よろしくお願いいたします。

永田課長 ありがとうございます。それでは、次第の 3 番目になりますが、ご就任をいただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。次第、第 3 ページの名簿の方をご確認ください。こちらの名簿の方で順番にご紹介をさせていただきます。

名簿番号 1 番、被保険者を代表する委員、松岡宏和様。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、2 番、福田みちる様。

福田委員 よろしくお祈りいたします。

永田課長 続きまして 3 番、中西清美様。

中西委員 よろしくお祈りいたします。

永田課長 続きまして 5 番、保険医…。大変失礼いたしました。続きまして名簿番号 4 番、山田修様。

山田委員 よろしくお願ひします。

永田課長 よろしくお願ひします。大変すいませんでした。続きまして 5 番、保険医・保険薬剤師を代表する委員、正木純生様。

正木委員 よろしくお願ひします。

永田課長 どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして名簿番号 6 番、嶋元徹様。

嶋元委員 よろしくお願ひいたします。

永田課長 どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして 7 番の岡田秀樹委員さんにつきましては、本日欠席でございます。続きまして 8 番、岩重秀二様。

岩重委員 よろしくお願ひします。

永田課長 どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして名簿 9 番、公益を代表する委員、中元みどり様。

中元委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

永田課長 よろしくお願ひいたします。続きまして 10 番、砂岡廉様。

砂岡委員 よろしくお願ひします。

永田課長 よろしくお願ひいたします。続きまして 11 番、椎木千明様。

椎木委員 よろしくお願ひいたします。

永田課長 よろしくお願ひいたします。12 番、今元直寛委員さんにつきましては、本日欠席であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、国保運営協議会の事務局であります、健康増進課の職員、保険税を所管しております税務課の職員を紹介させていただきます。

川口健康福祉部長 失礼します。健康福祉部長の川口です。よろしくお願ひいたします。

永田課長 失礼します。健康増進課の課長をしております、永田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

中谷班長 中谷と申します。健康増進課医療保険班で班長をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

木村税務課長 失礼します。税務課の税務課長をしております、木村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

木村班長 失礼します。税務課課税第 1 班班長の木村と申します。よろしくお願ひいたします。

川口班長 健康増進課健康づくり班の班長をしております、川口です。よろしくお願ひします。

田村保健師 失礼します。健康増進課健康づくり班保健師の田村です。よろしくお願ひします。

永田課長 その他に、事務局としまして、本日出席を予定しております、健康増進課国保

担当の山中につきましては、本日、国保療養給付費等負担金等のヒアリングのため、県庁に出張しております。2時をちょっと過ぎるかと思えますけれども、帰り次第、会議の方に出席させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席状況をご報告いたします。あらかじめ、岡田委員さん、今元委員さんの欠席の通知を受けておまして、本日の出席者は10名でございます。協議会規則第4条第3項によりまして、議員定数12名の半数、6名以上の出席がありますので、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、次第の4番目になりますけれども、会長および職務代理者の選出に入らせていただきます。協議次第の9ページ、協議会規則第3条第1項に、協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから全員がこれを選挙するとなっております。また、同条第2項におきまして、会長に事故があるときは、前項の規定に準じ、選挙された委員がその職務を代行するとありますので、あらかじめこの会議におきまして会長さん並びに職務代理者さんを選出したいと考えております。事務局といたしましては、いずれも指名推薦の方法によりまして、選定をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

永田課長 ありがとうございます。異議なしのご発言でございましたので、会長および職務代理者の選出につきましては、各委員さんの氏名推薦の方法によるものとさせていただきます。それでは、まず、会長のご推薦をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 よろしいですか。

永田課長 はい、よろしくお願いいたします。

委員 大島連合婦人会の会長さんの中元さんをお願いしてはいかがでしょうか。

永田課長 ただいま中元委員さんを推薦するのご意見がございました。お諮りします。中元委員さんを会長にお願いするということで異議はございませんでしょうか。

(異議なしとの声)

永田課長 ありがとうございます。それでは、異議がないものといたしまして、中元委員さんが会長ということで選出をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、職務代理者の選出に入りたいと思えます。それでは、職務代理者のご推薦をお願いいたします。

委員 よろしいですか。

永田課長 よろしく申し上げます。

委員 自治会連合会の椎木委員さんを推薦いたします。

永田課長 ただいま、椎木委員さんを推薦するというご意見がございました。お諮りいたします。椎木委員さんに職務代理者をお願いするということで異議はございませんでしょうか。

(異議なしとの声)

永田課長 ありがとうございます。ご異議がないものとしたしまして、椎木委員さんが、職務代理者に選任されました。

それでは、次の項に移らせていただきますが、ただいま会長さんが決まりましたので、協議会規則第3条第3項の「会長は会議の議長を司る」の規定に基づきまして、中元会長さんに議長の席にご移動いただきまして、議事を進行していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 私が前回に引き続きまして会長というお役をご推薦いただきまして、誠にありがたく思っております。浅学非才な身ではございますが、皆さん方のご協力をいただきまして精一杯務めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

永田課長 よろしくよろしくお願いいたします。進行は会議次第の5番目からとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは会議次第5番目の議事録署名委員の選任に入らせていただきます。事務局の説明を求めます。

中谷班長 はい、座ってご説明させていただきます。協議会規則第7条に署名委員は議長のほか、会議に出席した委員2人とし、会議の初めに議長が指名することとなっております。

議長 はい、議長が指名することとなっているようですから、名簿の番号で3番の中西委員さんと4番の山田委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中西委員 よろしくお願ひします。

山田委員 よろしくお願ひします。

議長 次に移らせていただきます。次第の6番、会議の公開および議事録についてであります。事務局の説明を求めます。

中谷班長 先ず会議の公開につきましては、本協議会における審議は公開を原則とし、審議の内容により特に個人情報や会議の中で取り上げられる恐れが予め予想される場合は、会長の判断で非公開にできることとしております。

次に、議事録等の公開につきましては、審議過程の透明性の向上を図るため、周防大島町の公式ホームページ上で毎回公開しております。ただし、公開する議事録等の内容につきましては、議論の全てのプロセスを公表するのではなく、整理・要約された形で出すものとしております。したがって、情報公開用に作成する、発言内容をつぶさに記載した署名の入る議事録とは別に、ホームページで公開する議事録等は事前に各委員さんにご確認いただき、了承を得た後とさせていただきます。

以上2点を申し合わせ事項として確認していただきたいと思ひます。

議長 はい、それでは第1点目の、会議を原則公開し、特に必要があると会長が認めたとき非公開とすること。第2点目の、要約された議事録等を町のホームページで公開すると

ということにつきまして、従来どおりとしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

委員 すみません。議事録の件ですけど、前回出ていただいた委員の方々のご存知と思いますが、議事録を要約をするといいながら、省略をされてたんです、私の発言は。後で送ってきた下線の部分が全て省略をされていました。自分の中では、国保の運営に関して一番大事なことを言ったつもりです。それを勝手に省略をして要約版を作って、これをホームページに公開するっていうのは公開の、原則公開というのが全く違う。意図的に発言を削除していると思えません。その要約をするのが誰がするかっていうのは僕は分かんないし、課長部長の了解を取ってやってるはずなんですけど、そういうことが起こっているんで、要約版を公開するのは反対です。議事録そのものを公開していただきたい。

以上です。

議長 はい、ただいま委員さんよりご意見がございましたがいかがでございましょうか。

永田課長 座ったままですみません。先般の、平成 26 年の第 2 回目の議事録の公表につきましては、委員さんの方からご指摘をいただきましたとおり、省略版になっておったこと、大変申し訳なく思っております。この点につきましては十分に反省させていただきまして改めて省略のない形での要約版という形で公表できないかとお願いをさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

委員 要約版をまたチェックをして、それでちゃんと入ってるかどうか見るのも結構大変ではあります。で、なぜその要約版を出すかっていう意味が分からないんです。この会議で話し合った内容をそのまま出しても、何ら不都合もないと思います。個人情報があればそれは削除すればいいことですし、誰々が話したっていうことも書いてなくて、委員っていう、委員 A 委員 B って書いてあるわけですから、要約版を作るのも、何回もやり取りをして、あれが復活したんですよ。1 回言っただけであれができてきたわけじゃなくて、ここをこうする、ああするっていうのを何回もやり取りをして訂正版ができてきたんで、そういう労力があるんであれば、要約せずにお出しになったらいかがですか。その方が簡単でしょう。ホームページにアップするのは、そのままファイルをアップすればいいわけですから、何の不都合もないし。莫大な数になったとしても、読む人は読むし、読まない人は読まないんで、要約版を作る意味は僕はないと思います。皆さんがこうやって代表で出てきて、話を、会議をするわけですから、その代表の意見っていうのは皆さん、町民に知っていただいても別に問題はないと僕は考えます。この場でしか言えない、これは公表してもらっては困るっていうことを言うのであれば、原則公開っていうのは無くなるんですよ、この会議は。協議会は。

永田課長 はい、分かりました。発言を修正させていただきます。それでは改めまして、公表につきましては、原則といいますか、ほとんどの部分を省略しない。わずかな部分については修正をさせていただくという形で…。委員さんのお名前につきましては。

委員 わずかな部分っていうのは何ですか。

永田課長 言葉の…。

委員 不適切な言葉ですか。

永田課長 はい、そういったところでございます。まあ基本的には全てというところで、お名前につきましては、委員さんという形で名前を伏せるという形での公表ということでよろしいでしょうか。

委員 いやあ、僕個人としてはそうしていただきたい。他の委員の皆さんがそれは困るということであれば、まああれですけど。

議長 他の委員の方、いかがでございましょうか。

はい、それでは、事務局の方でしっかり検討して、この会議だけは変えませんと、そのままを出すということで、ご注意のほどよろしく願いいたします。

永田課長 よろしく願いいたします。

議長 他にはございせんか。

無いようですので、次に進ませていただきます。次第第7の国民健康保険運営協議会の概要についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

中谷班長 それでは、第1回の運営協議会ですので、協議会の概要について簡単に説明させていただきます。まず資料の確認をさせていただきます。平成27年第1回国民健康保険運営協議会の右上に会議次第と書いてありますものと、次に右上に資料1、資料2、それと本日お配りさせていただいております、平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計決算見込み（参考）と書いた資料です。ありますでしょうか。あるようでしたら内容について説明させていただきます。

それでは11ページを、会議資料の11ページをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ここに内容をまとめたものがありますので、ご説明をさせていただきます。国民健康保険運営協議会の設置につきまして、これは市町村の必置機関とされ、必ず置かなければならないということになっております。次に、運営協議会の性格についてですが、市町村の執行機関の附属機関ということになっております。附属機関は、調停、審査、諮問または調査等の仕事を行うわけですが、この国保運営協議会は市町村長の諮問機関となっております。諮問機関である運営協議会の意見は、今日の会議も最終的に意見をまとめていただくわけですが、この意見は法的には市町村長を拘束することはできない。つまり、ここで決めたことは、必ず市町村長が従わなければならないというわけではないこととなっております。次に、組織ですが、運営協議会は被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、各同数により構成されています。うち当運営協議会の場合には、各4名の計12名で構成されております。次に定数ですが、今も申しましたが、3者同数で12名です。任期は2年です。任期の開始は本年1月1日としておりますので、来年12月31日までが今の委員さんの任期ということになります。次に、委員の兼職です。人事委員会の委員または公平委員会の委員との兼職が禁止されておりますが、市町村議会の議員、教育委員会の委員等の兼職については差し支えないということになっております。次に会長ですが、ただいま選挙していただきましたが、会長について

は公益を代表する委員の中から全員で選挙することになっております。次に委員の任命ですが、市町村議会の同意は不要であり、時期についても、市町村長が任意に決めることができるということが書いてあります。最後の審議事項ですが、国保事業に関する重要事項を審議することとなっておりますが、国保事業の基本をなすべき事業、保険財政に重大な影響を及ぼすべき事項となっております。重要事項とは、具体的にどのようなことかといいますと、一部負担金の負担割合、保険料の賦課方法、給付期間、保険給付の種類及び内容の変更並びに保健施設の実施大綱の策定等の重要事項をこの運営協議会で審議することになっております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。ただいまの件につきまして、指摘がおありの方はお願いいたします。はい、どうぞ。

委員 この12ページの最後の審議事項の一番最後ですけど、保健施設の実施大綱ってというのは、保健施設では老人保健施設と理解してよろしいですか。分からなければ、分からなくていいです。

もう1つ、直営診療施設の設置も重要事項に該当するとされておりますが、直営の診療施設の設置とは、設置するかしないかの事項ですか。それとも設置、運営等の事項ということですか。

それから、もう1点、直営診療施設ってというのは診療所、直営の病院、両方を指すんですか。

中谷班長 その件につきましては、また調べて…。

委員 いえ、国保の会議ですよ。審議する内容をあなた方が理解してなくて審議できないでしょ。今までそういうことは多分誰も何とも言わなかつたらうと思いますけど。ちゃんと国から出ている文書に、これはあるんですよ。だから、それは何を指してるのか、この会議は何を協議すればいいのかっていうのを分かって協議していただきたい。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局いかがでございましょうか。

中谷班長 大変申し訳ありませんが、正式なところは、改めて調べさせていただいて、ご報告させていただきます。

議長 はい、よろしく申し上げます。

永田課長 大変すみません。

議長 はい、よろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。

無いようでしたら次に進ませていただきます。諮問議案に入りたいと思います。先ず、諮問議案①の周防大島町国民健康保険税率の改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

中谷班長 次第13ページを開けていただきたいと思います。先ほど申しましたが、町長が諮問してこの協議会として答申することとなっておりますので、先ずこのページに本日付で会長名の欄が空白となっておりますが、町長から会長宛に、本会については2つの事項について諮問いたしますということでこの文章を付けております。次のページをご覧ください

だけですでしょうか。

それでは、14ページを開いていただきたいと思います。読ませていただきます。諮問議案第1号、周防大島町国民健康保険税率の改正について。次のとおり周防大島町国民健康保険税率を改正することについて、周防大島町国民健康保険運営協議会規則第6条第2項第2号の規定に基づき、意見を求める。周防大島町国民健康保険改正税率表、医療区分均等割2万600円を2万7,400円、平等割2万100円を2万5,800円、所得割6.2%を8.9%とします。

次に後期高齢者支援分、均等割8,900円を同じく8,900円、平等割8,900円を同じく8,900円、所得割3.0%を3.1%とします。介護分均等割8,000円を9,300円、平等割7,000円を同じく7,000円、所得割2.4%を2.9%とします。賦課限度額については現時点では合計81万円となっています。詳細については税務課から説明させていただきます。

議長 税務課長、よろしくをお願いします。

木村税務課長 それでは、失礼いたします。昨年10月の17日、第2回、平成26年の第2回の運営協議会の席上におきまして国保会計の色々な逼迫した状況等に鑑みまして、国保税率を改正する案ということで4案をご提案させていただきました。貴重なご意見をその際いただきまして、ありがとうございました。それを基にいたしまして昨年11月中旬に庁内協議を開催いたしました。町長を中心としまして協議いたしまして、今現在町国民健康保険の会計の現状、県下の一人当たり医療費が19市町で第3位であるということ、それから一人当たりの調定額が18位、下から2番目であるということ。それから一般会計からの繰入額、これも平成26年度当初予算ベースで8,400万円繰り入れているということ。それから本協議会における委員の皆様方からのご意見、それから先ほど川口部長からもお話がありましたように26年度で終了する国保の制度、それから今現在厚労省の方で発表されております平成30年からの国保の県単位化の問題等々を総合的に検討いたしました結果、平成27年度の周防大島町国民健康保険税率は、平成26年度当初予算額の8,400万円の繰入額、この部分につきまして解消しなければいけないと。ですから、26年度の予算額の8,400万円の増額というものを、27年度の税率案とするも已む無しというふうな結論に至った次第でございます。留意点といたしまして、昨年、私どもの方で委員の皆様方にご提案させていただきました8,400万円増額する場合の税率でございますけれども、収納率を乗じていない当初調定額に対する増額税率でございます。本日ここで諮問させていただきます税率は、収納率を勘案しまして算定した税率となっています。ですので、前回お示しました税率よりも、若干その部分だけ上回るということとなっております。

こういう意味で説明に移らさせていただきたいと思いますが、先ほどお話ししましたような事由から諮問議案のとおりになりまして、お手元に今、税務課の資料があると思いますが、資料2の方になろうかと思います。この中で、前回お示しましたように、税率の4案というのがございますけれども、この場では、この8,400万円の増額ということで色々ご説明をさせていただければと思います。課税第1班の木村班長より説明をさせていた

だければと思います。慎重なるご審議を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

木村班長 税務課、課税第1班の木村と申します。いつもお世話になっております。それでは今、課長からお話させていただきましたことを踏まえまして、詳細について説明させていただきます。失礼します、すみません、座って説明させていただきます。

周防大島町国民健康保険運営協議会税率改正説明資料、資料2をお手元にお持ちいただき、まず1ページ目を開いていただけたらと思います。周防大島町の平成17年度からの国税税率改正の推移を載せております。平成23年度に税率改正を行いまして、翌年、平成24年度に資産割を廃し、税率改正を行っております。平成26年度には賦課限度額が引き上げられました。また、平成27年度にも賦課限度額が引き上げられる予定になっております。これはすみません、ちょっと間に合わなかったのですが、4月に専決で条例改正を行う予定にしております。医療分1万円、支援分1万円、介護分2万円の計4万円の引き上げ予定ということになっております。

次に、説明資料の2ページをご覧ください。国民健康保険税税率表になっております。平成27年度の税率、①の予算額8,400万円増額する場合の税率ということで進めさせていただきます。医療分均等割対前年6,800円増の2万7,400円、平等割対前年5,700円増の2万5,800円、所得割対前年2.7%増の8.9%、支援分均等割、平等割は前年と変更ございません。8,900円です。所得割対前年0.1%増の3.1%。介護分均等割対前年1,300円増の9,300円。平等割対前年と変わらず7,000円。所得割対前年0.5%増の2.9%。以上のような税率によりまして平成27年度当初予算額を算定いたしましたところ、5億2,954万5,000円ということになり、対前年8,402万6,000円の増というふうに算定いたしております。この差額が、この平成26年度予算との差額が、平成26年度当初予算繰入額とほぼ同額になる予定です。賦課限度額は先ほど申し上げましたが、一応右上に賦課限度額という欄が、平成26年度の賦課限度額が載っておりますが、先ほども申し上げましたとおり平成27年度は医療分1万円引き上げの52万円、支援分1万円引き上げの17万円、介護分2万円引き上げの16万円の計85万円に改正の予定です。

そして2ページの下側ですが、近隣市町税率を載せております。平生町が一番上に書いてあるんですが、平成26年度に税率を上げておりまして、県内トップの位置におります。次に載せております柳井市ですが、平成27年度税率改正検討中ということで聞いております。田布施、上関については上げるというように聞いておりませんので、このままで行かれるのではないかと考えております。

次に3ページをご覧ください。平成27年度周防大島町国民健康保険税予算資料等ということで載せております。まず左上に平成27年度予算額ということで載せております。医療、支援、介護分を、一般、退職に分け、それぞれ普通徴収と年金特別徴収に分けた表になっております。ちょっと濃くというか、色がついた部分に、平成27年度当初予算額5億2,954万5,000円ということで合計を出しております。増減率、対前年に比べまして18.86%ということになっております。3ページの左下に対象世帯数と被保険者数を載せております。対

象世帯数は対前年 86 世帯減でマイナス 2.18%、3,854 世帯。被保険者、対前年 226 人の減でマイナス 3.54%。6,456 人ということで見込みを出しております。右側の方に移っていただきますと、国保税税率改正の推移というものを載せております。これを見ていただいても年々被保険者数、世帯数が減っていることが見ていただけたらと思います。

次に 4 ページ目をご覧ください。近隣市町との税率比較資料です。周防大島町平成 26 年度、そして 8,400 万円増額する場合、県平均税率、県平均税率 5 分の 4、県平均税率 5 分の 3 というふうに出しておりますが、今回、平成 26 年度と、8,400 万円増というところでまず見ていただけたらと思います。たとえば、これは事例を(1)から(6)の 6 パターン用意いたしましたし、税額を比較したものでございます。たとえば事例(1)、1 人世帯 65 歳以上の方が年金 120 万、1 年間にですね、貰っておられる場合、これは基準総所得が 0 円ということになりまして、均等割平等割、7 割軽減の対象になります。平成 26 年度の税額といたしましては 1 万 7,500 円、ということになりますが、平成 27 年、8,400 万円増にした場合は、2 万 1,200 円。3,700 円の増ということで出さしていただくようになるとと思います。次の事例、事例(2)はまた同じように 1 人世帯の方でございます。ちょっと事例(2)は飛ばしていただきまして、事例(3)、夫婦 2 人世帯 65 歳以上、年金収入が 188 万円以下の方の場合です。基準総所得が 35 万円となりまして、均等割、平等割が、これこの方は 5 割軽減という対象になります。平成 26 年度で計算いたしますと、7 万 6,100 円という計算になりますけれども、平成 27 年度税率改正した後は 9 万 5,600 円、1 万 9,500 円の増額になります。そして事例(6)をご覧ください。夫婦 65 歳未満と子供 2 人の 4 人世帯の場合です。基準総所得が 267 万円の場合、平成 26 年度の場合は、47 万 9,600 円ということになりますが、平成 27 年度税率改正した後には、60 万 3,200 円、対前年 12 万 3,600 円の増になります。こういうふうに見ていただいて、右側の方に平生、柳井、田布施、上関もそれぞれ 26 年度の税率で算定したものを載せておりますので、周防大島町と比較していただけたらと思います。今現在、周防大島町の税額がどれぐらいで、もし上げた場合これぐらいになるというふうなものを数字にして表したものでございます。

次に、5 ページをご覧ください。5 ページには平成 26 年度の県内市町の国保税税率表を載せております。4 方式の市町を含んだ税率表でございます。ただ税率順に並んでいるわけではございません。1 番下に 3 方式のみ県内 15 自治体の平均税率を載せております。これが大体県内の平均値とと思っていただけたらと思います。

次に、6 ページ、ご覧ください。県内市町の税額比較表を載せております。これは 4 ページの資料に県内 3 方式の 10 の市町を加えたものでございます。見方としては先ほど 4 ページと一緒にございます。そして、この 6 ページの各事例毎の税額を順番に表したものが次の 7 ページの表になります。大変申し訳ありません、資料の訂正をお願いいたします。左側に 1 から 15 の番号が振ってあります。この番号の 10 番目が 2 つございます。申し訳ありません、下側の 10 番の田布施町のところを 11 に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、説明を続けさせていただきます。現状では、周防大島町は(1)から(6)までのどの事例の場合にでも 14 番目、下から 2 番目ということになります。これは平成 27 年度予算を 8,400 万円増額した場合、今度は上から 3 番目ということになります。参考なのですが、前回説明いたしました調定 8,400 万円増の場合は、事例(1)の場合が 4 番目、(2)と(3)が 5 番目、事例(4)(5)(6)の場合は 6 番目ということになっておりました。また、付け加えさせていただきますと、予算を 8,400 万円増額、27 年度の予算で、税率で示さしていただいた場合なんですけれども、この場合でしたら税額、負担額ですね、負担額も 3 番目。そして使う医療費も 3 番目、上から 3 番目ということになるということになります。

次に、8 ページ、9 ページ、10 ページでございます。これは所得 1 円に対する調定額を載せております。これは負担感を示す表になっております。平成 25 年度の本算定時の国保調定額を課税状況調べの所得で割ったものでございます。今説明させていただいております、予算 8,400 万円増の資料に関しましては、次の 9 ページの上側に載せております。27 年度の税率で行きますと、周防大島町は上から 3 番目ということに、負担感が上から 3 番目ということになる、ということになります。ここですみません、度々申し訳ございません、周防大島町の表示が均等割というか、ちゃんと表示できず、折り返しで表示されております。申し訳ございません。本来は周防大島町と 1 列で表示しないといけないところ、2 段になって町という字が見えなくなっておりました、申し訳ございませんでした。

次に 11 ページ、12 ページでございます。これは 8,400 万円増にした場合と県平均税率での所得階層別世帯件数調べということになります。11 ページと 12 ページの世帯数が違いますのは、申し訳ありません、11 ページは平成 26 年 11 月末の数字でございます。12 ページにつきましては、平成 26 年 8 月末の数字になっておりますので、世帯数が若干違っております。周防大島町では所得階層が 0 円、また 33 万円以下の方が半数を占めているということがこの表では見ていただけだと思います。

次は 13 ページ、14 ページでございます。これには増減額、条件別世帯件数調べを載せております。これは、税率を上げたときにどれぐらい影響、増減があるかっていうものを表にしたものでございます。増減額が 7,000 円までの方、これは所得階層が 0 円から 33 万円、増減額が 7,000 円までの方が所得階層 0 円から 33 万円以下ということで 7 割軽減の対象者の方でございます。これがほとんど 7,000 円以下の方ということになります。増減額が 7,000 円以下の方、85%ぐらいということになります。本来ならですね、所得階層が 0、0 円の方というと、先ほども見ていただきましたけれども、数字を弾いたら大体増減額は 4,000 円ぐらいになります。所得階層 0 円だったら 914 人っていうふうになっておりますが、1,000 円 2,000 円 3,000 円っていうふうには増減額があると思います。これは、途中で後期に移行された方とかですね、加入月数、たとえば社会保険に変わられた、年の途中で変わられた方の数字が入っておりますので、増減額が 1,000 円または 2,000 円 3,000 円という方が出ているということになります。1 年間入っていただいて、65 歳以上の 1 人暮らしの方は大体 4,000 円。3,000 円、先ほども申しましたけれども、影響額は 3,700 円って

ということだったんですが、それより少ない負担の方も、増減の、増減額っていうのはそういうことでございます。また、所得階層 33 万円以下でも 1 万円、1 万 1,000 円、1 万 2,000 円、1 万 3,000 円というふうにはばつきがございます。これはその世帯の中 1 人世帯の方でなくって、何人も世帯におられる、被保険者の方が 1 人じゃなくて 2 人、3 人、それによってこういうふうにはばつきが出ているものと考えております。そして 15 ページをご覧ください。15 ページは平成 25 年一般会計繰入金の繰入理由別状況表ということでございます。周防大島町、真ん中の方でございますが、15、周防大島町ということでございます。単年度の決算補填のために 1 億 3,006 万円繰入れということでございます。平成 25 年度の当初予算では 5,200 万円の繰入れになっておりました。これは色々な繰入理由別状況表ということになっておりますので、周防大島町はこのような形で繰入れをしていたということが分かっていただけたと思います。

次に、16 ページでございます。16 ページは保険税の年度別推移ということで、収納率の年度別推移になっております。周防大島町、20 年度から 25 年度までの収納率を載せております。14 周防大島町というところです。25 年度は 93.69%、対前年 0.55%のプラスということで、収納率に関しましては、少しですが良くなっているということでございます。

次、17 ページ。応益割合および 2 割軽減制度導入状況を表した表でございます。大体 50%を超えた応益割合ということで、24 年 25 年 26 年というふうに来ております。

次、18 ページ。18 ページは平成 26 年度国民健康保険料(税)の税率の表になっております。事業年報から引用させていただいております。

次に 19 ページでございます。19 ページは平成 25 年度保険料(税)、1 世帯当たりの調定額を載せております。2 の表を見ていただきますと、1 世帯当たり調定額の高い順ということで載っております。周防大島町は下から 2 番目ということで、かなり低い、1 世帯当たりの調定額は低い、今現在は低いという位置にいるっていうことでございます。

次、20 ページをご覧ください。平成 25 年度の保険料(税)、1 世帯当たりの調定額、すみません、1 人当たりの調定額になっております。これもやはり 2 の方の表を見ていただきますと、県下で 18 番目、ということになっております。

次に 21 ページをご覧ください。1 人当たり医療費の推移ということでございます。周防大島町、上から 3 番目。1 人当たりの医療費がこれぐらいかかっているということでございます。年々増えているということでございます。

次の 22 ページも同じ、1 人当たり医療費高い順の全体分が出ております。上から 3 番目、ということでございます。

23 ページは 1 人当たりの調定額の推移を載せたものでございます。平成 25 年度につきましては、上関町に次いで低い額になっております。順番ではございませんが、税額を見たら、周防大島町は低い位置にあるということがお分かりいただけるかと思っております。以上、付けさせていただきました資料の説明を終わらせていただきます。これで、ご検討の 1 つとしていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 はい、町長からの諮問状況について、国保税の税率改正についての説明をいたしました。何かご質問がございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

委員 あの、町もがんばって8,400万円増額案でやっていただいているんですけど、まあかなりの、多少なりとも負担を町民に強いるわけですよ、加入者にね。ですから、それはしょうがないとして、やっぱり何度も言うように不公平感を無くすという意味で、今、滞納者、毎回僕、言いますけど、滞納者をやっぱりどうにかして滞納を無くしていただきたい。それは国保の人が払っているのに、払っている人と払ってなくて医療受けている人、この差がやっぱりあると何でっていうのが出てきますよね。ここを大島町がどういうやり方をしているのか知りませんが、滞納者をどうにか減らすと、収納率でいうと93.何パーセント、市町村の順番で行くと半分ぐらいよりちょっと下、ですよ。だから、悪い。ですからそれはどうにかしないといけない。で、たまたま皆さん見られたかも知れませんが、テレビでゴネ得は許さんとか言って、その町の税金とか国保税の滞納者を各市町村がどんどん行って、理由を聞いて、払えるものは払ってもらおうというのを、テレビでやっていました。ああいうことは町はされとるんですか。

木村税務課長 検索につきましてはですね、以前やっておりました。今現在は若干、またちょっとやっていない部分もあるんですけどもですね。

委員 以前っていつ頃までやっていたんですか。

木村税務課長 3・4年前にですね、1件ほど。いや1・2件検索に入っています。

委員 1・2件。

木村税務課長 はい。

委員 たとえばこの前の話だと200人ぐらい。

木村税務課長 はい、そうですね、250件。

委員 250件ぐらいあるんですよ、滞納がね。その中の1件とか2件とか調べるって、もっと調べたらいいんじゃないですか。

木村税務課長 そうですね。

委員 常習者でいらっしゃるっていうお話でしたよね。

木村税務課長 はい。

委員 常習的に。

木村税務課長 検索といいますのは、最終的な手段でございましてですね、それ以前に、それ以外に、その手前ぐらいでですね、なんとか折衝できる、あるいは差し押さえ、そういったものができるのであれば預金調査をして、財産調査をして、そうやってですね、差押物件があれば差押えをして、お金に換えると。で、それを充当するという、そういうふうな取り扱いをします。ですからまあ、そういうふうなことができる場合は、もうそちらの方に、先に先ずやってしまうということになります。

委員 そうするのは、年に何件かあるんですか。

木村税務課長 差押実績がですね、平成 25 年度の実績としまして、差押財産額、国民健康保険税だけでいきますとですね、626 万 7,361 円、15 件ほど差押さをしております。そのうち国保税の取立額がですね、231 万 8,600 円取り立てております。ですからまあ、生命保険等を差押えて、解約して国保会計に入れる、そういうふうなことをやっております。

委員 10 何件ですよ。200 何十件の中の 10 何件っていうと、やっていけばどんどん減るかと思うと、どんどん減らずに同じぐらいの数が出てるわけでしょう。

木村税務課長 そうですね。

委員 改善、まあ 0.何%良くなったとはいえ、ほとんど変わってない状況じゃないですか。常習的に、あるんだけど払わないっていう人はその中の何%ぐらいですか。経済的に困ってっていう事例もあるというお話でしたけど。

木村税務課長 前回、委員さんにもお話しましたようにですね、250 件、まあ常習的な方といいますのは 200 件ぐらいが、もうずっと定位置といいますか、あまり好ましくない定位置なんですけれども。

委員 それは払えるのに払ってないっていう、町の判断としてはそういうことですか。

木村税務課長 色々な事情があります。

委員 いや事情があったとしても、払えるだけの経済的余裕はあるんだけど、払ってないってのが 200 人、200 件くらいあるんですか。

木村税務課長 その方の、何と言いましょうか、私どももずっと滞納の色々な案件を見させていただきましてですね、その方自体の生活スタイルが変わらないとですね、今までと同じような支出をしているようであれば当然それはもう生活費に回って、色々な、例えば贅沢品とかそういうものを買う。それがもう自分の、ご自分の生活スタイルになっていけば、当然これだけ滞納があるんだから、例えば 100 万 200 万あればですね、切り詰めて、普通、一般常識から考えますと、切り詰めて、その分だけは納めていこうというふうな意識が働くんですけれどもですね、過去からずっとそういうふうな滞納しておられる方といいますのは、意識の変換がなかなか難しいというふうなことがあります。その辺りを説得をしながらですね、とりあえず現年から、まず現年から納めてください。で、現年を納めていけば、どんどん滞納が、次に繰り越す滞納が少なくなりますので、そういった形でその余った分をまた滞納分にまわす（充てる）と。現年を納めていただいた残りについて、滞納にまわすというふうなことで、まずは現年分から、その後に滞納分からというふうな順位で取り組んではいるんですけれども。

委員 そのライフスタイルを変えないと無理っておっしゃいますけど、それは、その人のわがままでしょ。

木村税務課長 おっしゃるとおりです。

委員 だから、それが未だ 200 件もあって、今後 8,400 万円を増額する案でいくと、ほとんどの人は何千円かのあれですけど、かなり負担額が上がる人もあるわけじゃないですか。そういう人たちに説明できないんですよ。だからもうちょっとそういう、本当にお金に

困ってる、生活に困って納めれないって人は話は別ですけど、そういうふうに物を買っちゃうから払えませんかかっていう人は、もっと町が強制的にっていうか、真剣にやらないとほとんどゴネ得ですよ、そういう人たちは。

木村税務課長 あくまでも私が先ほどお話したのは1つの例でございます、まあ差押えもそうですけれども、当然、国民健康保険、保険証ですか、保険証を交付する際も、10割負担にしてくださいねという資格証も、当然視野に入れて検討しております。それから、今の納付の状況によりましては半年間の短期証、3ヶ月間の短期証、1月の短期証というふうにですね、そのように選別をさせていただきながら、なんとか納付をさせて。

委員 でもね、出さないわけにいかないでしょう。そりゃ病気になってっていう時に。

木村税務課長 ええ。

委員 というと、病気になった時だけそれをもたらって、また元気になったら払わずに、また病気になった時にだけ、1ヶ月でももらって、お医者さん行って治す。もうその繰り返しなんですよ。

木村税務課長 そういうふうに、委員さんが言われますように、そういう場合はですね、後いくら納めてくださいねと、このくらいはまだ納めれるでしょというふうな納税相談をさせていただきながらですね。じゃあ分かりました、すぐにお出ししましょうというわけにはいきません、そこは。

委員 だからそれは払ってもらったら出すっていうんじゃないなくて、出してから払ってくださいっていうことですよ。

木村税務課長 いえ、そう。

委員 だから、結局は払わないんじゃないんですか。

木村税務課長 納めた上で。納めてくださいねと、それから保険証を、じゃあ1月分出しましょうと、いうふうな順序になります。

委員 そうしたらもう、必ずお金をもらってから短期を出すと。

木村税務課長 無条件で、例えばお腹が痛い、生命に関わるという場合は、ちょっとまたお話が別になりますけれども、例えば歯が痛いとか、そういうふうな場合にちょっとかかりたい。そういう場合はですね、じゃ、今まで溜まっている中でこれだけぐらいはちょっと納めてくださいねと、そうすれば、まあ1月分の短期証はお出ししましょうというふうな交渉はさせていただこうと思います。

委員 もうちょっとその…、他の委員の皆さんはどうなのかは分かりませんが、払わない人、もうちょっとこう真剣にやっていたかかないと…。負担を強いられる方としては、何でと、まともに払ってるのに払ってない人も同じ医療受けてるじゃん。それはとても不公平なので、もうちょっと真剣にやれるんじゃないんですか。

木村税務課長 そうですね、先ほどお話にありましたように、そのテレビ番組を私も観ておりました。まさにああいうふうに、強力にやらなければいけない状況になっておりますんでですね、差し押さえもそうですけれども、色んな形で積極的に、もう待たなしのよ

うな状況になっておりますので、滞納者の方には、より厳しく向かっていきたいというふうには思っております。

委員 はい。

議長 はい、他にはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員 根本的な問題がありますよね。高齢化、人口減少、医療の高度化。どんどん、どんどん医療費が上がっていくばかりですよ。その辺のところの捉え方と対応の仕方っていうのはどういうふうになっておるんですか。先ほどの件の勝手みたいな感じで対応しようかっていう感じですけどもね。そういう根本的な問題っていうのはどんなふうを考えてらっしゃいますかね。

永田課長 失礼いたします。健康増進課の永田です。医療費につきましては極力無駄な医療費といいますか、2つの病院に同じ病気でかかっているとか、そういったことについては控えていただけないとか、そういったところについては広報等で周知しているという形をお願いしておるところではございますけれども、なかなか病気になって年齢がどうだから控えてくださいねとかそういったこともなかなかできませんし、どうしても年齢によるそれぞれの病気というところもあります。ただ国保の件に限らず健診等ですね、そういったところを十分に周知して、健康なうちにそういった健診等で早期発見、また早期治療に繋げる、そういったところの対応を町としては今後も進めて行きたいなというところで、医療費の削減を進めているというのが現状であろうかと思えます。病気になっておられる方について直接、高度医療ということで、その病気であるから、ちょっと高いからこういった治療にしてねというのは、うちの方から言える立場でもございませんし、個々の状況については、医療機関の方で判断しての治療というところにお任せするような形にはなろうかと思えますが。

委員 その辺の実績的な数字っていうのはあるんですか。

永田課長 そうですね、町の方にはすぐにではございませんけれども、こういった病気にかかっているというようなものがレセプトというような状況で情報が入ってきたりとか、今ちょっと本稼動には至っておりませんが、KDBという国保のシステムがございまして、このシステムを使ってこういった疾病、こういった医療に金を使っておるかというところについては、タイミング的には半年遅れ、1年遅れという形になりますけれども、情報を担当の方が掴んでいくというところがございます。

委員 まあ、焼け石に水みたいなもんじゃけども、やってるよと。

永田課長 そうでございます。この辺りについては、直接的な減額効果を睨んだ対応っていうのはなかなか至っておりませんが、地道な活動の中ではございますけれども、そういった活動を続けて行きたいと考えております。

委員 これを課長さんに聞いたってね、総理大臣なら返事ができるんでしょうけれども。難しい問題ですわな。

永田課長 大変すみません。健診等につきましては担当が居りますので、来年度の方針等

につきましては、ご説明させていただく時間がいただければと思いますが。よろしゅうございましょうか。

議長 はい、よろしくをお願いします。

委員 いいですか。医療費のことですけど、高齢化と言っても国保は前期高齢までですよ。ですから、それ以降はここには載ってこないの、何が医療費を持ち上げているかというのを毎回出ている方はご存知と思うんですけど、毎回調べてくれるって言うんだけど、毎回調べないんですよ、担当は。で、そのビッグデータを使ってって言うんですけど、逆に使わなくても、これだけのレセプトを上から順番に見て行って、レセプトだけ見ていたら、解析できるんですよ、何がお金を食っているか、医療費がね。例えば高血圧でかかっている人なんか、そんなにお金はかかりません。本当にレセプトで上位を何%かずつ、ずっと見ていくと、やっぱり高額医療っていうのは傾向が分かってくるんですよ。だからそれに対して対策を打っていかないと、いくら経っても大島町は改善しないし、もう改善できないっていう、ここはもう手の打ちようがないっていう医療費もあるんですよ。だからそこをもうちょっとはつきり出していかないと、ただお金がかかります、医療費がかかりますと毎回馬鹿みたいに広報に出す、それじゃ誰も納得をしてくれない。何がお金がかかっているか、どういう医療にお金がかかっているか、これをちゃんと出すべきですよ。

委員 毎年毎年、上げんにやいけんですよ、これだとね。

委員 そのお金がかかる理由っていうのをね、理由があるんですよ、周防大島町の医療費が何でこれだけ高かったという理由が…。そこを役場はもうちょっと真剣になって住民に伝えるとか出して行って、改善できるものを…、改善はできないんだけど、そこはちゃんと皆さんに知らせないと。何でお金がかかっているかが分からない、住民は、国保の人は。

中谷班長 今回もKDBを使って…。

委員 KDBを使わなくてもいいんですよ。レセプトデータが、国保にね、あがってきてるんだから、毎年ね。5月分のレセプトだけでいいんですよ。それ上位何%を全部見ていってご覧なさい。どんな病名でどういう治療しているかっていう、それを全部解析すれば結構簡単に出来ます。

中谷班長 大体1万レセプトぐらい…。

委員 1万レセプトの何%かですよ、高額を使ってるのは。さっき言ったように高血圧とかね、糖尿病でかかっている人はそんなにね、医療費を使っていないはずですよ。上の方だけ調べれば大体傾向は分かる。全部を調べろとは言ってません。上位何%かを調べていただいて、今までやってないと可らしいんですよ、こういうことは。医療保険班が。統計データじゃなくて、レセプト1枚ずつのデータですよ。この前も言ったけど、主病がね、違うって言うことだってあるんですよ。高血圧でこれだけの点数かかっても、本当は高血圧じゃなくて違う病名でこれだけかかっているのかもしれない。高血圧の人が癌になったら、癌は主病名じゃないかもしれない。癌の治療としてこれだけかかっている。C型肝炎だって最近薬が色々出てきたんで、かなりの高額医療です。だから、そういうことを全部見て

いかないと分からないんですよ。

議長 もう1つ、町の取り組みについてちょっといいですか。説明いただけますか。

永田課長 ちょっとその前に…。じゃあ、今、委員さんからのご指摘でございますけれども、ちょっといつも不確定な回答をしております…。次回、第2回目の国保の運協に向けて、それが答えになるかどうかというところは、なかなか勉強不足でどうかというご指摘をされるかも分かりませんが、高額な医療費等について、多少なりとも研究・検討をさせていただこうと考えておりますが、この点でどうぞご了解いただければと思います。よろしく願いいたします。

委員 あとすみません。3病院ですね、私は薬屋なのでそういうあれなんですけれど、ジェネリックなんかの使用、よく薬局なんかもジェネリックの使用を勧めてくださっているのが来るんですけど、3病院さんの院内処方の中で病院の中でお薬を作られていて、直接目にすることはないんですけど、その辺り噂に聞くとところによりますと先発品と言ってですね、お値段の高い方を採用しているとか聞いているんですけど。例えばジェネリックに移行するとかですね、そういう対策なんか練ってるとか、そういうのを協議するとかいうのはないんですか。

永田課長 ジェネリックの医薬品につきましては、当然、国、県の方からもジェネリック医薬品の推奨というのを言われております。当町におきましても、こちらについては医師会様等のご理解をいただきながら進めておるところでございます。今各医療機関の窓口に啓発資料を置いていただくというような形で対応をしておりますけれども、こちらにつきましては、また、医療機関様との協議というか、円満な形の中でご協力くださいという形の進め方を今後も続けていきたいと考えております。

委員 補足でいいですか。県医師会の立場として、ジェネリックの使用促進っていうのが国から、市町村から来るわけですけど、大島は唯一、医者に直接言ってくれと、ジェネリックを使うために、使ってほしいっていうのを住民ではなくて医者に…、使うのは医者ですから。医者に直接言ってくれということで、他の市町村は医者には言うなというのが各医師会ですが、大島郡は医者に言ってくれということで、各ドクターに直接その依頼文を町から出していただいています。だから、使う、使わないっていうのは、もう医者の判断になります。ただ、企業局は究極のブラックボックスで…。

委員 それを今、言ってるんですが…。直轄の国保の3病院があると思うんです。そこでですね、病院の中で、その3病院の中でもいいんですけど、そういう話し合い、その採用品目も例えばですよ、先発品の採用品目もその中で薬剤委員会、薬事委員会ということで切り替えてですね、それになると。そういうことは病院毎とか、そういう医者、まあ、お医者さんが使う方もあるんですが、そういうとことで協議はできるはずですよ。

委員 そうですね。1番最初に僕が質問した内容で、直診の設置に関して、協議事項にありました。で、その設置か、運営か。これが運営にも協議できるのであれば、直診の運営に関与できるんですよ。ただ、それが関与できなければ、直診の運営に関与できる方法っ

て今、ないんですよ。直診はもう経営をクローズドしていますから。皆さん、ご存知かもしれませんが、公営企業局は改革プランっていうのを作ってます。で、これ作らないと、補助金を県が国から貰えないので、改革プランっていうのを毎年作って、自治省に提出してるわけですけど。それを、その改革プランの委員の中に、自治省の方は第三者機関、地域の住民とか第三者機関を入れるべきであるという記載はありますけど、周防大島町の企業局の改革プランの委員は全て企業局の職員です。だから、第三者の意見が入るところがない。経営に対して意見を言う場がないんです。だからこの場がもしできれば、協議できるんですけど、そういう、医師会からとしても意見を言う場が無いので、企業局にはどうしようもできない、今、現状が。だから、言うとすれば議会で言うぐらいのことでは、無理っていうのが今現状です。すみません。

委員 はい、ありがとうございました。

議長 町の取り組みについてありましたら…、先ほどの医療費の解析の件から疾病予防対策等の関係で、町から何か説明等がありましたら…。

川口班長 先ほどどういふような病気が多いかっていうようなご質問があったかと思えます。で、確かに情報は、5月分がどういった病気が多いかっていうのが市町村別で出てきます。うちの町は循環器疾患、それからちょっと気になるところで精神科の疾患の医療費が多いっていうことが、ひとつ特徴的なものが言えます。それで、ここの医療費と私たちがやってる健康づくりの事業とは、本当にがんばれば、それは医療費を出さないっていうようなことに、結果的にはそういうふうになると思います。それで今、一番問題にしているのは各種検診、循環器疾患とか癌、癌のあたりの医療費も高くなっておりまして、色々な検診をどういふふうに受診率を上げるかっていうことで、今研究しながら動いているところです。それで次年度は、何を目玉にするかとか検討しながら、受診率を少しでも上げるようにということでやっております。特定健診についても、本当に受診率がなかなか上がらないっていうことで、無受診、今まで2・3年病院にも行ってない、それから健診にも行ってない人のところに訪問に行って、受診勧奨するとかいうような取り組みをしております。それと精神科の疾患については、病気が悪化せずに在宅で治療、療養ができるような環境を整えるっていうことで、私たちが今行っている人たちのうち、1年に1回訪問して状況見る人、それから半年に1回状況見る人っていうような少しランク付けをしまして、訪問活動とか受診勧奨とかやっているところです。まだまだ成果が見えないところもありますけれども、精神疾患については、本当に在宅でいけるようにっていうことで訪問活動とか、保健師の訪問活動、それから心の相談というようなことを体系付けて実施しているところです。以上です。

委員 1つ聞いていいですか。医療費、周防大島町の医療費、一番使ってる疾患は何なんですか。

川口班長 循環器系の疾患。

委員 それが、一番ですか。

川口班長 それから精神疾患。

委員 いや、一番は何ですか。

川口班長 一番が循環器系です。

委員 どれぐらいの金額ですか。あ、いいです、時間かかるんで。また教えてください。

委員 ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

委員 あのですね、私も長いこと、お年寄りに関係するお仕事をさせていただいていたんですけど、概ね皆さん、病院に度々かかっているんですけど、実は家にお薬はすごくいっぱいある、残っているんですよ。湿布なども、まるで全く使っていないぐらい、箱一杯余っているような状態で…。これはみんなお金なんだから、これだけあったらもう貰わんようにしないとねとか言いますとね、いや出してくれるんじゃないかという状態なんですよ、お年寄り。ですから、ジェネリックがどこ向いてるかとか、そういうのも全然分かってない方が多いと思うんですよ。だから、そういったことを、もう少し国保だけの医療とかじゃなくて、お年寄りに、まあ若い人もそうでしょうけど、意識改革が必要ではないかと…。医療に対してとか、お薬に対しての。そのようなことも、どこか色んな機会でもう少し啓発したらいいんじゃないかなって思いました。

議長 はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

委員 5・6年前だったと思うんですけど、国、県からの大島町に対する精神疾患の補助金が打ち切られたことがあるんですよ、今まで毎年貰っていたのが、5・6年前じゃったと思うんですよ、その補填というか、それはもうそのまま今に移行しているんですか、今までの補助金というか。もうここに皆、負担するようになってるんですか。

川口班長 その5・6年前っていうのが、後期高齢と国保とが分かれたときになります。

委員 精神疾患のみの補助金があったでしょう。

川口班長 はい。精神と結核です。それが割合的に…、今までずっと高齢まで一本でしたよね。そのときは結構な割合だったんですけど、それが75歳から後期高齢者、その前が国保ということになって、それで割合的にそこから少なくなったと思うんですけど。

ちょっと医療費の問題の方は、詳しくは…。

委員 それで赤字になったんですよ、国保。

川口班長 そうですね、それが主な…。

委員 っていう説明をずっと受けていましたけど。

中谷班長 後期高齢者医療保険制度ができたとき、その代わりに前期高齢者交付金というものができたんですが、今、結核精神の関係につきましては、特別調整交付金の中でみてもらうことになっているんですが、その算定方法が変わったということで、今までそういうご説明はしてきたと思います。算定方法が変わって、その差額分が毎年約1億円ぐらいある。そういうことですね、ご説明してきたかと思うんですが。その部分につきましては、その後の計算方法っていうのは未だ変わらないというところです。その部分は、特別

調整交付金というところに入ってきているところです。

議長 はい、よろしゅうございましょうか。

先ほどご意見がありましたジェネリック等の啓発のところなんですが、お医者様をはじめ薬が無かったらいけないからというようなことを含めて、ご自分ではっきり言われてね、もうたくさんあれば、皆お金だからって言うてからいただかんようにすれば、またそれが違うかもわかりませんよね。

委員 そうですね、小さいことかもしれませんが、少しは違ってくるのではないかというのがあるかと思えますね。

議長 今度、自分の知っている方の誰かがそうやって居られちゃったら、そういうことをご指導なさることを勧めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員 そうですね、よろしく願いします。

議長 その他、よろしゅうございましょうか。無いようでしたら諮問議案の①の周防大島町の国民健康保険税の税率の改正について諮問のとおり原案とすることにご異議ございせんでしょうか。

(異議なしの声)

はい、それでは、諮問のとおり原案とすることを相当と認めます。

次に入らせていただきます。諮問議案②平成27年度国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

中谷班長 それでは会議次第15ページを開けていただけたらと思います。よろしいでしょうか。諮問議案第2号、平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、次のとおり…、すみません、平成27年に変更させて…(資料を訂正させてください)。

議長 はい、27に。

中谷班長 平成27年度周防大島町国民健康保険特別会計予算原案を定めることについて、周防大島町国民健康保険運営協議会規則第6条第2号の規定に基づき意見を求める。平成27年度国民健康保険事業特別会計予算原案の総額は歳入歳出それぞれ39億7,820万6,000円とする。歳入歳出予算の内訳は別紙のとおりとする。

それでは、その説明をする前に、本日お配りをさしていただきました、ページ19と打つてありますA3の平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計決算見込み(参考)と書いてあります資料を見ていただきたいと思います。これが26年度の決算見込みですが、前回の会議におきまして、9月補正後の決算見込みといたしまして1億8,277万1,000円程度の赤字が見込まれることを説明いたしましたが、この表は26年度見込み額と12月補正後の予算額を上げております。最終的にどうなるかということですが、右側の歳出を見ていただきたいと思います。保険給付費につきましてですが、12月補正後に比べて決算見込が2,297万円ほどマイナスになっております。

次に、共同安定化事業拠出金関係で、高額共同拠出金および財政共同安定化事業拠出金ですが、これを合わせると766万6,000円ほど決算見込みでは少なくなっております。歳

出合計といたしましては、1千940万2,000円。右下の左ですが、三角で1千940万2,000円となっております。これは平成26年度決算見込み額と12月補正後の差額になります。

次に歳入を見ていただきたいと思います。表の左側の方が歳入なんですが、上の国民保険税のその下辺りに国庫支出金というところがありますが、ここの合計額、26年度の決算見込みにつきましては、1千69万5,000円、それと高額および保険財政安定化の共同事業交付金関係が合わせて2千777万9,000円、それと12月補正時に1億2,433万2,000円を一般会計から繰り入れることとしておりましたが、一般会計繰入金が一番下のところになります、26年度の決算見込みでは、マイナス1千482万4,000円となっております。歳入歳出の差引はゼロとなっておりますが、その他一般会計からの繰入金がありますので、赤字額としましては、一般会計繰入金、26年度決算の右側の方ですが、1億905万9,000円程度の赤字を決算で見込んでおります。

続きまして、27年度周防大島町国民健康保険特別会計、国民保険事業の特別会計予算原案を、会議次第の18ページを開けていただきたいと思います。これにつきまして、資料1の3ページを開けていただきたいと思います。ここに平成27年度から平成26年度を差し引いた差額をあげており、主な増減理由を説明として付させていただきます。左側の歳入の国民保険税につきましては、先ほど来からの国保税の税率改正による増により、8千396万1,000円の増となっております。

それから、国庫支出金なんですが、保険給付費、右側の歳出の総務費のその下、上から2番目の保険給付費のうち一般被保険者療養給付費、それから1段空けて高額療養費というのがあろうと思うんですが、これが昨年度に比べると増になっております。このことから歳入の国庫支出金のうち一番上、療養給付費負担金のうちの現年分（若人）というのがあると思いますが、ここが5,583万4,000円ほどの増となっております。それから特別調整交付金のところを見ていただきたいと思います。そこが1千712万5,000円ほどプラスになっていると思いますが、これは直診分の医師当直分の増が影響しております。これらを合わせると、国庫支出金等につきましては、最終的には2千672万8,000円の増となっております。

その下、県支出金につきましては、定率国庫負担金の軽減に伴う激変緩和対応ということで、これまであった、給付費等の2%分の給付に係る定率配分が26年度末で廃止となることから、これらの影響もありまして、県支出金につきましては、3千694万9,000円のマイナスとなっております。

次に、療養給付費等交付金の関係につきまして、先ず、26年度末時点で退職者被保険者等であるべき者が新たに65歳になったら本制度を外れます。また、27年度以降に新たに60歳に到達した者については、新規適用はなくなりますので、退職者の給付費等というのは年々減少していきます。これに伴って、本交付金も減額となる見込みとなっております。その額としましては、1億1,005万9,000円、この額が減額となっております。で、6番が

前期高齢者交付金ですが、27年度において、前期高齢者交付金の給付費は増額見込みであるものの、前々年度の精算額に基づき、返還金の発生が見込まれること等から、相対的に昨年より3,181万6,000円ほど減となる見込みです。

それから共同事業交付金につきましては、これまでは30万円以上から80万円までのものについて交付金が入っていましたが、これが1円以上から80万円までに拡大されたことにより、共同事業の交付金が増額となっております。この増額が結構大きく、その額としましては5億1,567万2,000円ほど増額となっております。繰入金につきましては、その他一般会計の繰入ということで、赤字補填分につきまして昨年、26年度当初には8千404万1,000円ほどありましたが、今年度につきましては、3千625万5,000円となっております。次に歳出の方の説明をさせていただきます。

総務費につきましては、昨年国保ラインシステムのバージョンアップの対応をしたわけなんですけど、主にこの業務分の減ということで201万円のマイナスとなっております。

保険給付費につきましては、被保険者数が減少する見込みですが、療養給付費は、一人当たり医療費が平成25年実績から、一般分は11.3%、退職分は5.6%の伸びとなっていることから、前年度比6.3%程度の増額となっております。高額療養費は、一人当たりが、平成25年度の実績から一般分が15.5%、退職分が2.1%の伸びを見込み、増額となっております。よって、保険給付費につきましては、全体で6千734万9,000円となっております。被保険者数は減少傾向にあるものの、医療費は増大しているということが原因となっております。

次に後期高齢者支援金につきましては、国保一人あたりの負担額は微増が見込まれるものの、全体数で被保険者数が引き続き減少傾向にありますことから、減額が見込まれます。その額としましては1千785万6,000円となります。

共同事業につきましては、保険財政共同安定化事業の対象医療費が1円以上に引き上げられたことから、3億6,687万4,000円の増となっております。次に、繰出金なんですけど、大島、東和、橘病院の施設運営分、(休日夜間医師確保)の増といたしまして、857万1,000円が増となっております。差し引きいたしますと、昨年26年当初より4億2,290万6,000円ほど、昨年よりも多い予算となっております。そこでちょっと訂正をしたいんですが、歳出の一番下のところの「(参考)」とありますところ、国民健康保険基金残高というところですが、27年当初残高といたしましては、50,776(千円)となっておりますが、50,792(千円)に変更をお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。それで年度末見込残高といたしましては、50,785(千円)を50,801(千円)に上げていただきたいと思います。大変申し訳ありません。

予算の細節につきましては、18ページに掲載しておりますので、ご覧いただけたらと思います。以上で27年度の周防大島町国民健康保険事業特別会計予算の原案について説明を終わります。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。先ほどありましたように指摘ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

委員 さっきの話に戻りますけど、来年度も、27年度も医療費が伸びるということで歳出が増えるという試算をされてます。前回お配りいただいた資料の中で、生活習慣病全体は平成25年から26年に比べて8.4%減なんですよ。実績が。減ってるんですよ。まあそれは5月診療分でいくと。何が増えるからプラス何%で医療費が伸びると推定されてるんですか。先ほど言いましたように循環器疾患とかそういう生活習慣病はマイナスの伸びでした。25年から26年。26年度から27年度伸びると予想してるのは何をもって伸びると予想してるんですか。どういう病気が増えるからそうなるんですか。

中谷班長 疾病で計算をはじいているわけではなくてですね。

委員 伸びるのを抑えないといけないので、医療としては、伸びを抑えるためにどういう疾病に対して注意をしないとけないかとかっていうのはあるわけですよ。だから、その辺りは、分かれば教えていただきたい。

中谷班長 伸びを抑制するために…。

委員 伸びを抑制する、まあ医療の側からすれば医療費をね、もっと抑えたいわけでしょう。

中谷班長 そうですね。

委員 ということは、生活習慣病は抑えられていると。何を抑えれば、抑えないといけないのか。

中谷班長 今、本当にデータの無いに等しいので。

委員 総額で伸びてるから伸びますよというシミュレーションなんでしょうけど、中身としてね、生活習慣病は減ってるんだから。何を注意していけば今後医療費が減る可能性があるんでしょうかねっていう、まあ先ほどの話と一緒にです。ただ増えるから、シミュレーションして増やしますじゃあ分かんない、皆さん聞いても…。ただ医療費が伸びます、伸びますばかりなんで、何が伸びるんかっというのが分からないんですけど。いいです。はい、すみません。

議長 よろしゅうございましょうか。では事務局の方、そのことについてどうぞ検討いただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

無いようでしたら、諮問議案②平成27年度国民健康保険事業特別会計予算について、諮問のとおりとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしという発言がございました。それでは、諮問のとおり、原案とすることを相当と認めます。

事務局、答申案のことについて説明いただけますか。

中谷班長 答申案について、事務局より説明させていただきます。次第の16ページをご覧

いただきたいと思います。マル案となっています。周健増答申第1号、平成27年1月28日、周防大島町長椎木巧様、周防大島町国民健康保険運営協議会会長中元みどり様名で、周防大島町国民健康保険事業の運営に関する諮問について（答申）、本協議会は、平成27年1月28日付け周健増諮第1号により諮問のあった標記の件について、周防大島町国民健康保険運営協議会規則第6条第2号の規定に基づき審議を行い、意見のとりまとめを行ったので、下記のとおり答申します。記、次の諮問議案については、諮問案どおり適当と認める。1、周防大島町国民健康保険税率の改正について。2、平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について。会長名により、周防大島町長に対して、このマル案を取りまして答申することとさせていただきます。お願いいたします。

議長 最後に、審議事項(2)の協議事項①、その他の項に入りたいと思います。事務局何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

中谷班長 次の会議ですが、予定では、日にちまではちょっと未定なんですけど、平成27年10月に開催させていただければと考えております。それともう一点、旅費等につきましては、2月の中旬に、指定された委員さんの口座の方へ振り込まさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、それではよろしゅうございましょうか。本日は長時間に亘りまして熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。皆様のご協力によりまして、予定された議事、そして時間内で全て終えることができました。これにて平成27年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。皆さん大変お疲れ様でございました。

(ありがとうございましたの声)